



まつたに たかふみさん / 平成元年5月生まれ / 津別町役場勤務 / 一条通在住

青春

くるーずあっぷ

「母の実家があるので、津別には小さいころからよく遊びに来ていました」と話すのは、今年4月から津別町役場に勤めている松谷隆史さん。

北見市出身の松谷さんは、北見柏陽高等学校を卒業後、北海学園大学経済学部に進学。地域経済学を専攻し、ゼミでは道内各地のまちおこし活動を研究するなど、入学当初から公務員を意識して勉強を続けてきました。

だ町で、自然の豊かさにも魅力を感じたからです。

所属は住民企画課税務収納グループで、主に住民税を担当。「専門知識など、教えられることはかりませんが、先輩たちが優しいので楽しく仕事しています。住民の方に名前を覚えてもらえるよう、地域に密着した職員になりたいです」と抱負を語ってくれました。余裕ができた小学生の時からやっているサッカーのほか、いろんなスポーツにもチャレンジしたいとが。

温故知新

【412】

老人クラブのまとめ役

伊藤 良一 さん



いとう りょういちさん / 昭和11年6月、津別町で生まれる / 76歳 / 高台在住

「80歳までは今の役目を頑張つて、あとは若い世代の人に引き継ぎたいですね」と話すのは、今年から津別町老人クラブ連合会会長を務めている伊藤良一さん。町内14地区老人クラブのまとめ役として、組織の活性化や催し事の運営などに奮闘されています。

津別の農家で生まれ、10代の頃から家業の手伝いをしていた伊藤さんは、26歳のときに神奈川県自動車部品会社に就職し故郷を離れます。途中、工場は栃木県に移りますが、合わせて

健康いきいき

熱中症を防ごう

熱中症は高温多湿の室内外に長時間居ると、人が本来持っている体温を調整する働きがこわれて、体内に熱がたまり、いろいろな症状が現れ、重症になると意識障害や時には死亡することもあります。こんな症状なら熱中症？

軽症：めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗が止まらない
中程度：頭痛、吐き気、体がだるい、虚脱感
重症：意識がない、けいれん、高い体温、まっすぐに歩けないなど

こんな日は熱中症に注意
・気温が高い
・湿度が高い
・風が弱い
・急に暑くなった
こんな人は特に注意
・体調の悪い人
・持病のある人
・肥満の人
・暑さに慣れていない人

熱中症予防は「水分・塩分補給」と「暑さ」対策です
・こまめに水分をとる
・水分の他に塩分もとる、新鮮な果物や野菜を毎日の食卓に。ま

たスポーツ飲料を薄めてとる。でも糖分があるのでとりすぎに注意

外出時は日傘、帽子、涼しい服装で、日陰を歩く
室内では扇風機の使用、カーテンやすだれなどを使って直射日光を遮断する
保冷剤や冷たいタオルで首などを冷やす
高齢者の注意
のどが渇かなくてもこまめに水分補給を
室温が高くても感じにくくなる、室温を計り涼しく

幼児は特に注意
幼児は体温調節能力が十分発達していません。また背が低く地面からの距離が近いいため、大人より高い気温を感じます。

熱中症が疑われたときには
① 涼しい場所に避難
② 衣服を脱がせ体を冷やす
③ 冷水を飲ませる
④ 意識がない、水分がとれないときには救急車を

30年あまりを関東で過ごし、会社を退職後、父親が体調を崩したのを機に、平成9年、津別に戻られたそうです。

若い頃は達美地区の青年団長を務め、「当時は近所の若者が集まる古い会館があり、そこでみんなでお酒を飲んだり演芸会を催したのが楽しい思い出です」と、懐かしむ伊藤さん。そんな世話好きな人柄もあってか、平成13年に柏寿園老人クラブの会長に推されます。「亡くなった父も地区の世話役みたいなことが好きでしたから、こつこつ縁も父親譲りなんじゃないか」と笑います。

65歳以上の町民630人余りが加入する津別の老人クラブですが、60代、70代前半の入会者が年々少なくなっているのが現状。入会率を高めるとともに、各地区老人クラブの交流を活発にすることが伊藤さんの願いです。「忘年会や新年会など、まずは地区会長同士の交流の機会をもっと増やして、横のつながりを広げたいと思っています」。

また、津別町共同募金委員会会長を務めるなど、地域のボランティア活動にも熱心に取り組む伊藤さんです。

暮らしを支える 税

消費税等の中間申告

個人事業者の方で、前年分の確定消費税額が一定金額を超える方は、中間申告書を提出するとともに、消費税額及び地方消費税額を納付しなければなりません。

中間申告と納税が必要な方
個人事業者の方で、平成23年分の確定消費税額が48万円を超える方は、中間申告と納税が必要です。

この「平成23年分の確定消費税額」とは、平成23年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。

中間申告の方法
次の2つの方法がありいずれかの方法によることができます。

前年実績による中間申告
仮決算に基づく中間申告（事業状況が平成23年と著しく異なる場合などのとき）

申告と納付期限
確定消費税の額が48万円を超え400万円以下の方は平成24年8月31日（金）までに申告・納付をしてください。振替納税をご利用の方の振替日は平成24年9月27日（木）になります。